

平成 2 9 年 度

第 3 回 柏市地域包括支援センター運営協議会

別 冊 資 料

目 次

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| 1. 平成 3 0 年度柏市地域包括支援センター
運営方針（案） | … 1 |
| 2. 平成 3 0 年度柏市地域包括支援センター
委託業務（案） | … 5 |
| 3. 柏市地域包括支援センター運営事業評価
基準（案） | … 6 |

平成30年度 柏市地域包括支援センター運営方針（案）

1 基本的運営方針

(1) 地域包括ケアシステムの構築

すべての高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を安心して継続できるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築が求められている。

柏市では、市内の介護・医療関係者及び地域住民組織の代表から構成する「在宅医療・介護多職種連携協議会」を組織し、地域における医療・介護の円滑な連携及びそのサービス水準の向上を図ることとしている。また、介護予防及び生活支援については、ふるさと協議会や地区社会福祉協議会等の地域組織とともに、その普及推進に努めている。

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的機関として、柏市及び関係機関・団体とともに、その体制の構築に努めるものとする。

(2) 地域包括支援ネットワークの構築

地域包括ケアを推進するには、地域包括支援ネットワークが不可欠であり、地域包括支援ネットワークの構築は、介護保険法第115条の45に基づく包括的支援事業を円滑かつ効果的に行うための共通基盤となるものである。

そのためには、多様な組織・機関との間で相互に信頼される関係性を構築し、高齢者の実態把握や情報収集の契機とするとともに、様々な活動を通じて連携・協力のためのネットワークを強固なものにしていく。

(3) 介護予防施策の推進

高齢者の増加に伴い、要介護リスクの高い後期高齢者が増加している。介護予防を効果的に進めるためには、身近な地域において継続的に介護予防に取り組む地域づくりが重要となっている。また柏市では、栄養・運動・社会参加に着目したフレイルの概念に基づいた効果的な取り組みを実施することとしている。地域包括支援センターは、地域における介護予防の中核的機関として、

フレイル予防講座の実施はもとより地域住民がフレイル予防活動に主体的に取り組めるよう、地域の関係機関との連携により、地域ぐるみのフレイル予防の推進を図るものとする。

(4) 公正性及び中立性の確保

地域包括支援センターが行う指定介護居宅予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務について、利用者の特性や意欲・移行を踏まえ、介護サービス事業者等を紹介するものとする。また、地域包括支援センターが業務委託する居宅介護支援事業者においても同様とする。

2 地域包括支援センターの業務実施方針

(1) 介護予防ケアマネジメント業務

介護保険の要支援認定者及び総合事業における介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、高齢者の自立支援に向けた課題整理、目標設定及びその達成のための具体策を利用者と共有し、必要なサービス利用の調整を行うとともに、それらが日常の生活においても主体的に実施できるよう支援するものとする。また、基本チェックリスト等により介護予防が必要な高齢者の把握に努める。

(2) 総合相談支援業務

高齢者が地域で安心して日常生活が送れるよう、様々な相談をすべて受け止め、それぞれのニーズに応じた適切な機関・制度・サービスに繋ぐとともに、継続的にフォローして、高齢者のワンストップサービス拠点としての機能を果たすものとする。

(3) 権利擁護業務

判断力が低下している高齢者や介護者から適切な介護が受けられない等、高齢者の権利擁護や権利侵害に対して、様々な制度・サービスを活用して、尊厳ある安心した生活が行われるよう、積極的に介入し支援を行っていく。

また、高齢者虐待や消費者被害が発生している場合には、「柏市高齢者虐待防止マニュアル」等に則り、市と連携して迅速な対応を図るものとする。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が地域で望ましい在宅生活を継続する上で、これを阻

害する複合的な課題を解決し，必要な介護サービスや社会資源の活用など，介護支援専門員のケアマネジメント業務に対する相談支援を行うほか，地域全体での多職種による連携体制を強化・構築するなどケアマネジメントが適切に提供できる環境整備に努めるものとする。

(5) 認知症施策の推進

認知症になっても，住み慣れた地域で尊厳をもって暮らし続けることができるよう認知症地域支援推進員を中心として効果的な相談支援を行うものとする。また，認知症支援の市民ボランティアであるかしわオレンジフレンズとともに，認知症の人や家族を見守るための普及啓発等を行い，認知症にやさしい地域づくりを推進するものとする。

(6) 地域ケア会議の実施

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施を図るため，介護支援専門員，保健医療及び福祉の専門職，民生委員等の地域関係者により構成する地域ケア会議を開催し，個別ケースの課題解決に向けた検討を行うとともに，これらを通じて地域課題の把握と地域における支援体制づくり，施策づくりに向けた検討を行うものとする。

3 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき事業

担当する日常生活圏域における高齢者の状況や日常の地域包括支援センターの活動を通じて，地域のニーズ・課題等を把握し，重点的に行うべき事業を計画に位置づけ，その具体的な推進方策を明確にして計画的に取り組んでいくこととする。

4 市及び他の地域包括支援センターとの連携

「第7期柏市高齢者いきいきプラン21」における各種施策の円滑な推進及び地域包括支援センター業務の適切な運営を図るとともに，柏市と地域包括支援センターの役割分担の調整等を行う機会として，以下の会議を定期的に行うものとする。

(1) 地域包括支援センター長会議

地域包括支援センターの運営に関わる柏市からの情報提供や課題等を協議・意見交換をする場として開催する。

また，仕様に定める業務について，各センター間において好

事例や課題，解決策等の情報共有を図る。

(2) 専門職連携会議

地域包括支援センターの各業務に関する統一的な事務処理や改善策等を協議・検討する場として定期的を開催する。

ア 医療職会議

介護予防事業の推進に関する保健師・看護師による会議

イ 社会福祉士会議

高齢者虐待防止及び権利擁護業務に関する社会福祉士による会議

ウ 主任ケアマネ会議

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務及び地域ケア会議に関する主任介護支援専門員による会議

エ 介護予防個別会議

自立本位の介護予防ケアマネジメントに関するケアプランナーによる会議

オ 認知症地域支援推進員会議

認知症施策に関する認知症地域支援推進員による会議

(3) 地域包括支援センター連携会議

地域包括支援センターの各事業の実施状況や計画の達成状況を把握するとともに，課題の解決等について市との連携を図ることを目的に，市職員が地域包括支援センター長等と実施する。

平成30年度柏市地域包括支援センター委託業務(案)

地域包括支援センター主催事業		
総合相談事業		
	地域包括ネットワーク会議	年2回以上
権利擁護事業		
	権利擁護講座 (成年後見制度, 消費者被害, 高齢者虐待等)	年2回以上
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業		
	地域包括ケア地区別研修会	年2回以上
	事例検討会	年1回以上
	地域ケア個別会議	年4回以上
	地域ケア推進圏域会議(※1)	年1回以上
認知症総合事業等		
	認知症相談窓口	月1回
	認知症サポーターオープン講座	年1回以上
	オレンジフレンズ交流会	年1回以上
	認知症介護者交流会 又は 認知症カフェ	年2回以上
	認知症徘徊模擬訓練(※2)	年1回以上
一般介護予防事業		
	介護予防教室等	年6回以上
その他		
	地域包括支援センター連携会議	月1回
※1は地域包括ネットワーク会議と兼ねることができる。 ※2は複数の地域包括支援センターと合同で開催することも可とする。		

柏市地域包括支援センター運営事業評価基準（案）

評価項目	評価の指標
1. 運営体制	
①事業計画	①運営方針に沿った事業計画が立てられている。 ②センター職員が計画作成に参画し、共通理解を図っている。 ③現実的な目標を立てている。 ④進捗確認を計画的に行っている。
②職員配置	①職員の配置基準を満たしている。 ②年度途中に職員の変更がなく、利用者等に配慮されている。
③3職種の連携・チームアプローチ	①ミーティング等を計画的に開催し、情報共有している。 ②支援が困難なケースは複数の職員で対応している。 ③主担当者が不在の場合も対応できるように相談記録等の情報を適切に保管・管理している。
④職員の資質向上	①研修（外部）への参加機会を確保している。 ②研修成果をセンター内で報告し共有する機会を設けている。 ③職場内での研修機会を確保している。
⑤個人情報保護	①関係法令を全職員が理解している。 ②個人情報を含む書類等を適切に管理している。 ③相談・面談室のプライバシーが確保されている。 ④個人情報管理マニュアルが整備されている。
⑥苦情対応	①苦情受付の担当者・責任者を設置している。 ②マニュアルが整備されている。 ③対応結果の記録を残している。 ④苦情の内容と対処についてセンター内で共有し、再発防止に努めている。 ⑤市および法人に報告している。
⑦24時間体制の確保	①休日・夜間の連絡体制が整備されている。 ②対応マニュアルが整備されている。
⑧公正・中立性の確保	①法人内で地域包括支援センターが独立して運営されている。 ②職員がセンターは公正・中立でなければならないことを理解している。 ③個別支援にあたり、サービスが特定事業者に偏らないよう配慮している。
⑨報告・届出書等	①事業報告書等を期日までに提出している。 ②職員の変更等があった際には、速やかに変更届を提出している。
⑩建物設備等	①地域住民に分かりやすい看板や案内表示が掲示されている。 ②高齢者に配慮した事務所の配置、構造となっている。 ③機械警備や施錠できる保管庫を設置し、セキュリティが確保されている。 ④利用者専用の駐車スペースが必要数確保されている。 ⑤事務機器、通信機器が整備されている。
2. 総合相談支援業務	
①センターの周知	①センターの周知を市のパンフレット等を活用して行っている。 ②センター独自のパンフレットやホームページ等で周知している。 ③関係機関へ出向いてセンターの機能について説明している。
②ネットワークの構築	①ネットワーク構築のために協議する場を設ける等、体制を整えている。 ②関係機関の会議等に積極的に参加している。 ③ネットワーク会議を開催するために周知を行い、年2回以上開催している。 ④独自のネットワーク作りを行っている。 ⑤既存のネットワークが効果的に機能できるよう維持・改善に努めている。

③地域の実態把握	①高齢者の集まる地域活動等へ参加し、情報収集を行っている。 ②積極的に戸別訪問等を実施している。 ③地域の社会資源情報をセンター内で共有している。 ④社会資源の情報を定期的に更新し、最新の状態に保つよう努めている。 ⑤地域に必要な社会資源の開発に取り組んでいる。
④相談対応	①ワンストップ相談窓口として適切なサービス・機関を紹介できる体制を整えている。 ②相談には速やかに対応し、信頼関係の構築に努めている。 ③的確に状況を把握し、緊急性の有無を判断している。 ④定期的にモニタリングを行っている。 ⑤積極的にアウトリーチを実施し、相談の場を広げている。 ⑥相談内容を分析し、各業務に活用している。
3. 権利擁護業務	
①成年後見制度の活用と普及啓発	①成年後見制度についてセンター職員が理解し、説明できる。 ②高齢者の判断能力や生活状況を把握し、制度を利用する必要があるかどうかを判断している。 ③相談に適切に対応し、申立ての支援を行っている。 ④制度について普及啓発している。
②高齢者虐待への対応	①高齢者虐待防止法についてセンター職員が理解している。 ②高齢者虐待対応に関する書類を速やかに提出している。 ③高齢者虐待対応マニュアルに沿って帳票を整備し、市と協力して対応に当たっている。 ④チームで役割分担をし、本人だけでなく養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置をとっている。 ⑤虐待対応終結後に支援の評価や振り返りの機会を設けている。 ⑥虐待防止と早期発見に繋げるために啓発を実施している。
③多問題事例への対応	①多問題事例を把握した場合にセンター内で情報共有している。 ②問題解決に向けて他職種と連携している。 ③必要に応じて関係機関等と連携しながら対応にあたっている。 ④多問題事例の解決で構築した関係機関等との関係性を継続するための取組を行っている。
④消費者被害の早期発見と防止	①職員が消費者被害の動向に関して理解している。 ②消費生活センターや警察等と連携できる体制を整えている。 ③地域の高齢者や関係機関に消費者被害に関する啓発を実施している。
⑤権利擁護を目的とするサービスや仕組みの活用	①日常生活自立支援事業や法テラス等の専門機関を活用している。
4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	
①関係機関との連携体制の構築	①地域の関係機関と連携して、意見交換会や研修会、事例検討会等を実施している。 ②医療機関や介護事業所等を把握し、連携体制が得られやすいような働きかけを行っている。 ③地域の保健・医療・福祉サービス(インフォーマルサービス含む)に関する情報収集を行い、地域や関係機関への情報提供を行っている。
②介護支援専門員に対する支援	①地域の介護支援専門員のニーズを把握する機会を設け、介護支援専門員相互の理解や情報交換、意見交換の場を設けている。 ②主任介護支援専門員と協働し、介護支援専門員の実践力向上のために地区別研修会(年2回以上)や事例検討会等を(年1回以上)実施している。 ③介護支援専門員に対して個別相談による支援を行っている。 ④支援困難事例について他の職種や関係機関と連携し、指導助言等を行っている。
③地域の課題解決への取り組み	①地域の課題解決に向けて、地域ケア個別会議(年4回以上)を実施している。 ②地域ケア個別会議で、関係者と個別課題を共有し、個別課題の解決に向けた役割等を具体化して方向性を示し、併せて地域課題の抽出を行うなかで、地域ネットワークの構築を図ることにつなげている。 ③地域ネットワーク会議において、地域ケア個別会議からの地域課題の共有やネットワークの構築、社会資源の開発に向けた意見の聴取を行っている。

④多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	①地域医療連携室による「顔の見える関係会議」を他の地域包括支援センターと協力して実施し、多職種による地域包括支援ネットワークの構築に取り組んでいる。 ②医療・介護連携の為に地域包括支援センター独自の事業に積極的に取り組んでいる。
5. 認知症総合支援事業	
①認知症への理解を深めるための普及啓発の促進	①市民や関係機関の相談に認知症オレンジパスやミニパス等を活用した相談支援や啓発等を行っている。 ②世界アルツハイマーデーや市民講座、地域の様々な機会を通じて認知症に関する啓発活動を市や関係機関と協力して実施している。
②認知症サポーターキャラバン事業の推進	①認知症サポーター養成講座について地域に周知し、市民から講座の依頼を受けて実施している。 ②認知症サポーターオープン講座を1回以上実施している。（ほのほのプラザますおの講師を含む） ③認知症サポーター養成講座の受講が望ましい団体等に積極的に働きかけて開催している。 ④認知症の人やその家族に必要な地域のサービス等の一覧を独自に作成して案内している。 ⑤認知症サポーター講座の受講者のうち、認知症に関する地域活動意欲のあるサポーターをかしわオレンジフレンドとして登録するとともに活動への支援を行っている。 ⑥認知症サポーターの地域ネットワーク構築や認知症サポーター交流会に参画している。 ⑦市主催の認知症キャラバンメイト研修会に参画や協力するとともに、地域包括支援センターに登録したキャラバンメイトへの協力や支援を行っている。
③認知症の人の家族への支援	①認知症介護者交流会や認知症カフェの周知を行っている。 ②認知症介護者交流会または認知症カフェ、もしくは両方を（年2回以上）実施している。 ③認知症の人やその家族が安心して暮らせるために地域ケア個別会議や地域ネットワーク会議等を活用し、地域の特徴に応じた見守り体制の構築に努めている。 ④認知症の人や介護者同士の情報交換や交流を通じて介護負担の軽減をはかり、認知症の人とその家族を支える繋がりを支援している。
④早期診断・早期治療への支援	①認知症の状態に応じて適切なサービスが提供されるよう医療機関、サービス事業者、介護支援専門員等の関係者と連携して支援している。 ②認知症初期集中支援推進事業の周知を行うとともに、チームによる活動に協力している。
⑤見守り体制の構築	①独居高齢者の安全確認や行方不明者の早期発見・保護のためのかしわオレンジネットワークの体制構築に参画し、協力している。 ②町会等の地域関係者と連携した徘徊模倣訓練（年1回以上）を実施している。
6. 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）及び指定介護予防支援業務	
①適切な介護予防ケアマネジメントの実施	①窓口相談にきた高齢者に対し、総合事業の目的、内容、サービスメニュー及び手続き方法について十分な説明を行っている。 ②介護予防ケアマネジメントに関する様式が統一されている。 ③介護予防・生活支援サービスの実施状況を把握している。 ④自立支援に向けたプラン作成及びサービス利用の提案を行っている。 ⑤要支援者及び事業対象者の個人情報共有されることについて、十分な説明を行い、同意を得ている。
②公正・中立性の確保	①委託先一覧表を作っている。 ②委託に関する内規等を準備している。 ③委託基準に照らし合わせ特定の事業所に偏りが無いようにしている。 ④事業者の選定が公正中立に行われるよう意識している。
③適切な業務の実施	①職員の担当件数は偏りがなく、適正な件数となっている。 ②進捗管理表を作って管理している。 ③適切に計画が作成されているか内容の確認をしている。 ④自立支援に向けたプラン作成が行えるよう助言している。

7. 一般介護予防事業

①介護予防事業対象者の把握・支援	①個別相談等を通じて、介護予防が必要とされる高齢者の情報を収集し、介護予防の取り組みへつなげている。 ②関係機関や地域活動組織等と連携し、介護予防が必要とされる高齢者の情報を収集し、介護予防の取り組みへつなげている。
②介護予防・フレイル予防の普及啓発	①介護予防の重要性や一般的な知識、介護予防事業に関する情報について積極的に普及啓発を行っている。 ②東京大学監修のフレイル概念について、積極的な普及啓発を行っている。 ③介護予防に資する情報をセンター内で情報共有している。 ④介護予防に関する活動について、複数の啓発方法や独自のチラシ等で幅広く周知している。 ⑤地域の特性にあわせた介護予防プログラムを企画し、周知している。 ⑥地域の関係機関やボランティア団体と協力し、周知や啓発を行っている。
③介護予防教室の実施	①介護予防教室を規定回数以上実施している。 ②1コミュニティエリアに対し1回は「フレイル深堀チェック測定」を、その他の回では「イレブンチェック・指圧チェックテスト」を実施している。 ③地域の特性及び市民ニーズに合わせたプログラムの企画及び実施をしている。 ④開催地域は偏りなく、また、参加者を固定することなく各担当圏域で実施している。 ⑤介護予防に資する活動を行っているボランティアや地域活動組織と連携して実施している。 ⑥教室終了後、関連する講座の紹介やその後のフォローアップを行っている。
④地域の介護予防活動の育成支援	①地域の関係機関やボランティア団体等の定例会等に参加し、介護予防に関する地域情報を把握している。 ②地域の関係機関やボランティア団体等からの介護予防に関する相談支援に対応し、講師等として協力している。（出前講座の実施） ③講師派遣ができることを関係機関等に周知している。 ④介護予防に関する人材育成や地域活動組織の育成支援をしている。